

◎二十四年度後期高齢者医療特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ百五十万円を追加し、予算総額を八千九百九万六千円と定めるもので、後期高齢者医療広域連合への納付金を増額するもの。
(原案可決)

人事

◎監査委員の選任

現委員の官本弘貞氏の再任に同意するもの。
(原案可決)

その他

◎徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更

規約を変更するため地方自治法の規定により議決するもの。
(原案可決)

質問(要約)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

一山議員

乳幼児等医療費助成制度の中学三年生までの対象者拡大はどうなっていますか。

住民福祉課長

来年当初からという考えでいます。

森議員

観光物産館に品物を置いて利用する利用料はどれくらいですか。

産業課長

出店者登録をしていただけで、売り上げの十五%を手数料としていただくと聞いています。



一般質問

6月議会では、4名の議員が一般質問を行いました。

室内用耐震シェルター実施に向けた取り組みについて

櫻谷 千重子 議員

耐震シェルターは、家屋内に頑丈な部屋、シェルターを設置することで地震時に家屋の中で倒壊から身を守る避難場所を設置することです。

家全体の改修工事に比べて安値で、約三日程度の工事期間、さらに工事中の引っ越しは不要です。

昨年の想定を超える震災被害を受けて、防災・減災への意識が高まっています。命を守る最も大切な原点に戻り、本町に耐震シェルターのリフォームに関する住宅改修助成制度の創設を要望致します。

町長

今年の三月に公表された国の想定震度は、牟岐町で震度七と言われています。最大級の地震が到来した場合、津波が来る前に家屋の下敷きにならないようにし

なければ、避難することも出来ません。従来より推進している耐震診断・耐震改修は非常に重要です。

牟岐町でも今年度より県事業に併せ上乘せ補助事業を実施しており、耐震シェルターを設置し補助を受けるためには、耐震診断を受ける必要があります。更に対象建物が昭和五十六年五月以前に着工した建物であること、工事が二十万円以上であること、県内の建設業者が行うことなどが条件です。さらに町の上乗せ補助を受けるためには、町内の建設業者が行うという条件もあります。

必ず来ると言われている地震津波に備え、できるだけ多くの町民の皆様が耐震改修を実施して頂けるよう期待しています。